

第62回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

岐阜県大垣市小野4丁目35番地10
大垣市情報工房5階
スィングホール

会場が前回と異なっておりますのでご
注意願います。
お土産の配布及び会場への送迎対応
は中止とさせていただきます。

目次

第62回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役7名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役に対する株式報酬等 の額及び内容決定の件	
(添付書類)	
事業報告	20
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告書	42



株式会社 丸順

証券コード：3422

株 主 各 位

(証券コード：3422)

2020年6月9日

岐阜県大垣市上石津町乙坂130番地1



株式会社 丸順

代表取締役社長 齊藤 浩

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時5分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 岐阜県大垣市小野4丁目35番地10
大垣市情報工房 5階 スイंकホール
会場が前回と異なっておりますのでご注意願います。
お土産の配布及び会場への送迎対応は中止とさせていただきます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第62期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 以下の書類につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査した対象には、本招集ご通知の添付書類のほか、当社ウェブサイトに掲載した以下の書類も含まれております。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.marujun.co.jp/>)

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして

新型コロナウイルスによる感染防止に向けた株主総会への対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

- ・新型コロナウイルスによる感染防止に伴い、可能な限り株主総会への来場をお控えいただき、書面により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席される際は、マスク着用等のご配慮をお願い申し上げます。
- ・会場内においては感染リスクを低減するため座席間の距離を確保することにより、ご用意できる座席数がかなり限られることとなります。座席数を上回るご来場がある場合、入場制限を行わざるを得ない場合も想定されますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・会場受付付近にマスク・アルコール消毒液を設置させていただきます。
- ・株主総会の議事は簡略化し、例年より時間を短縮して行う予定です。また、株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【お土産及び送迎対応の中止】

- ・ご来場の株主様へのお土産の配布及び、JR東海道本線「大垣駅」から会場への送迎対応は中止とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今後の状況変化によっては、上記の内容を変更する場合がございますので、適宜当社ウェブサイト (<https://www.marujun.co.jp/>) にてご確認をお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使

行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後5時5分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的な利益還元ならびに配当性向、株主資本配当率、内部留保及び今後の業績動向等を総合的に勘案し、以下のとおり1株につき4円とさせていただきたいと存じます。

なお、先に実施いたしました中間配当1株につき4円を含め、年間配当は前期に比べ5円増配の1株につき8円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき 金4円 総額 47,427,644円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、今後の経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制の改革施策として、2020年2月17日の取締役会において、従来の雇用型執行役員制度に加え委任型執行役員制度の導入を決定いたしました。これにより、取締役会につきましては、経営意思決定機能と業務執行監督機能をより明確にするとともに、より一層活発かつ十分な議論がなされ、迅速・的確な意思決定ができるよう、役付執行役員に関する規定を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項に規定する者</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>役付取締役</u>) 第 2 3 条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(<u>取締役会の招集権者および議長</u>) 第 2 4 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u></p> <p>(<u>執行役員および役付執行役員</u>) 第 2 3 条 <u>取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を執行させることができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって社長執行役員 1 名、その他役付執行役員若干名を選任することができる。</u></p> <p>(<u>取締役会の招集権者および議長</u>) 第 2 4 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項に規定する者に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社においては、取締役の監督機能の強化及び執行役員による業務執行体制をより明確化するため、執行役員制度を改定することとしております。これに伴い、取締役1名を減員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じま

す。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	さいとう ひろし 齊 藤 浩	代表取締役社長 再任	16/16回 (100%)
2	あおやま ひでみ 青 山 秀 美	常務取締役 海外事業本部長 再任	16/16回 (100%)
3	いのくま あつとし 猪 熊 篤 俊	常務取締役 日本事業本部長 兼 E G事業部長 再任	16/16回 (100%)
4	たなはし てつろう 棚 橋 哲 郎	取締役 企画管理本部長 再任	16/16回 (100%)
5	つゆき よしのり 露 木 好 則	取締役 再任	11/13回 (84.6%)
6	うえだ かつひろ 上 田 勝 弘	取締役 再任 社外 独立	14/16回 (87.5%)
7	たけうち はるひこ 竹 内 治 彦	取締役 再任 社外 独立	13/13回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<div data-bbox="269 390 329 420" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> さいとう ひろし 齊藤 浩 (1964年8月8日生)	1983年10月 当社入社 2004年4月 当社海外本部海外業務部長 2005年4月 タイ・マルジュン社取締役副社長 2007年4月 タイ・マルジュン社取締役社長 2009年6月 当社取締役 2009年11月 当社生産本部副本部長 2010年4月 当社生産本部長 2012年4月 当社タイ・マルジュン社復興プロジェクトLPL 2012年4月 タイ・マルジュン社取締役社長 2013年6月 当社常務取締役 2014年4月 当社生産本部長 2014年7月 当社日本事業本部長 2016年6月 当社代表取締役専務 2017年4月 当社代表取締役社長（現任） 2018年4月 当社事業企画本部長 2019年5月 広州丸順汽车配件有限公司董事長（現任） 武漢丸順汽车配件有限公司董事長（現任）	38,826株
	(重要な兼職の状況) 広州丸順汽车配件有限公司 董事長 武漢丸順汽车配件有限公司 董事長		
	(選任理由) 当社において生産部門、営業部門を中心に携わり、海外子会社社長、また、当社代表取締役社長を務めるなど、事業全般における豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力を有しており、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p>再任 あお やま ひで み 青山 秀美 (1961年8月31日生)</p>	<p>1986年4月 株式会社東海銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2001年4月 同行本店営業部次長 2005年2月 同行コーポレートファイナンス部シンジケーション部次長 2007年5月 同行大阪公務部次長 2010年7月 同行中部西ローン推進部長 2014年9月 当社参事 2015年1月 当社管理本部副本部長 2015年4月 当社執行役員 当社管理本部長 2015年6月 当社常務取締役（現任） 2017年4月 当社管理本部長兼経理財務部長 2019年4月 当社日本事業本部長 2020年4月 当社海外事業本部長（現任）</p>	3,208株
<p>(選任理由) 国内外金融業務における豊富な経験と実績に加え、当社において管理部門の責任者として、経理、財務、総務、人事及びコンプライアンスを統括する等幅広い見識を有しており、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			
3	<p>再任 いの くま あつ とし 猪熊 篤俊 (1969年1月14日生)</p>	<p>1991年4月 当社入社 2002年5月 広州丸順汽车配件有限公司副総経理 2006年3月 広州丸順汽车配件有限公司総経理 2008年6月 当社取締役 当社技術本部長 2009年4月 当社金型技術本部長兼金型製造部長 2010年4月 当社エンジニアリング本部長 2012年4月 当社エンジニアリング・営業オフィサー 2013年4月 当社営業本部長兼海外業務推進室長 2014年4月 当社営業本部長 2014年7月 当社日本事業本部副本部長 2015年9月 インディアナ・マルジュン社取締役社長 2017年4月 当社部品事業本部長 2018年4月 タイ・マルジュン社取締役社長 2019年4月 当社常務取締役（現任） 当社海外事業本部長 2020年4月 当社日本事業本部長兼E G事業部長（現任）</p>	9,577株
<p>(選任理由) 当社において生産部門、技術部門及び営業部門等多岐にわたり携わり、各業務における深い見識に加え、海外子会社の経営における豊富な経験と実績を有しており、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<div data-bbox="269 397 329 420" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> たな はし てつ ろう 棚 橋 哲 郎 (1968年2月9日生)	2005年11月 当社入社 2010年4月 当社グローバル戦略センター経営企画室長 2011年5月 広州丸順汽车配件有限公司副総経理 2013年6月 インディアナ・マルジュン社取締役副社長 2015年1月 当社管理本部経営企画部長 2016年4月 当社執行役員 当社管理本部経営企画部長 2016年5月 当社管理本部経営企画部長兼武漢丸順汽車 配件有限公司副総経理 2017年4月 当社管理本部副本部長兼経営企画部長兼武 漢丸順汽车配件有限公司副総経理 2017年5月 当社管理本部副本部長兼経営企画部長 2017年6月 当社取締役（現任） 2018年4月 当社事業企画本部副本部長兼経営企画部長 2019年4月 当社企画管理本部長兼海外事業本部副本部長 2020年4月 当社企画管理本部長（現任）	6,764株
(選任理由) 当社において経営企画部門を中心に携わり、経営管理、経営戦略等における高度で専門的な知見に加え、海外子会社の経営における豊富な経験と実績を有しており、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			
5	<div data-bbox="269 949 329 972" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> つゆ き よし のり 露 木 好 則 (1960年6月9日生)	1984年4月 東京プレス工業株式会社（現：東プレ株式会社）入社 2006年4月 同社総務部長兼秘書室部長 2010年6月 同社取締役（現任） 2011年6月 同社総務人事部長兼秘書室部長 2012年2月 東普雷（襄陽）汽車部件有限公司董事長 2013年4月 東プレ株式会社総務人事部長兼人材開発部長 2014年6月 東普雷（佛山）汽車部件有限公司董事長兼総経理 2017年10月 東プレ株式会社購買本部長（現任） 2019年6月 当社取締役（現任）	1,062株
(重要な兼職の状況) 東プレ株式会社 取締役			
(選任理由) 東プレ株式会社において、総務人事部門や海外子会社の経営に携わり、現在は購買本部長を務め、企業経営全般における豊富な見識や幅広い経験を有していることから当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> うえ だ かつ ひろ 上 田 勝 弘 (1939年1月12日生)	1968年10月 大垣精工株式会社設立 同社代表取締役社長 1984年11月 株式会社セイコーハイテック設立 同社代表取締役社長 2015年6月 当社取締役(現任) 2019年1月 大垣精工株式会社代表取締役会長(現任) 株式会社セイコーハイテック代表取締役会長(現任)	0株
	(重要な兼職の状況) 大垣精工株式会社 代表取締役会長 株式会社セイコーハイテック 代表取締役会長 一般社団法人日本金型工業会 名誉会長 一般社団法人日韓経済協会 副会長 国立ソウル科学技術大学 金型工学科 名誉工学博士教授		
	(選任理由) 大垣精工株式会社設立当初から取締役社長を務め、また、一般社団法人日本金型工業会の名誉会長として長きに亘り業界発展に尽力し、経営者として、また、業界のリーダー役としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社取締役会の監督機能の一層の強化を図るうえで、社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者といたしました。		
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> たけ うち はる ひこ 竹 内 治 彦 (1960年8月27日生)	1991年4月 日本労働研究機構(現:(独)労働政策研究・研修機構) 海外情報研究員 1992年4月 岐阜経済大学経営学部講師 1998年4月 ドイツ・ゲッティンゲン大学ヨーロッパ・北アメリカ研究所客員研究員 2001年4月 岐阜経済大学経営学部教授 2005年12月 岐阜経済大学キャリア支援部長 2013年2月 岐阜経済大学副学長 2019年2月 岐阜経済大学(現:岐阜協立大学)学長 2019年4月 岐阜協立大学学長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	0株
	(重要な兼職の状況) 岐阜協立大学 学長		
	(選任理由) 長年にわたり大学の教授を務めるとともに、地域社会において多岐にわたる社会活動を推進するなど専門的な知識と豊富な経験に加え、教育機関の運営責任者としての高度な知見を有しており、当社取締役会の監督機能の一層の強化を図るうえで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上田勝弘氏及び竹内治彦氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は名古屋証券取引所の定めに基づき、上田勝弘氏及び竹内治彦氏を独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 当社は上田勝弘氏及び竹内治彦氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度であります。両氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 上田勝弘氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 竹内治彦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 各候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。また、丸順役員持株会における本人持分を含めております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> きよし しんじ 清 伸二 (1941年2月16日生)	1970年9月 税理士登録 清税理士事務所開設 2005年1月 税理士法人清会計事務所代表社員 2007年1月 同事務所会長(現任)	0株
	(重要な兼職の状況) 税理士法人清会計事務所 会長	
	(選任理由) 会計事務所における経験と財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、税理士としての専門的見地から社外監査役として当社の経営執行等の適法性について、客観的、中立的な監査を遂行できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。	

- (注) 1. 当社は清伸二氏が所属する税理士法人清会計事務所との間に顧問契約を締結しております。
 2. 清伸二氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 清伸二氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第5号議案

取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は固定報酬のみで構成されていますが、本議案は、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2004年6月25日開催の第46回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額312百万円）とは別枠で、新たな株式報酬を、本定時株主総会終結日から2025年6月の定時株主総会終結日までの5年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給するというものであります。

なお、第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名（社外取締役を除きます。）となります。

※ 本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定であります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

①	本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
②	対象期間	本定時株主総会終結日から2025年6月の定時株主総会終結日まで
③	②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金75百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり50,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（2）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金75百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

※ 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金とし

て、当該延長分の対象期間の年数に金15百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり50,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

(ご参考) 役員報酬の決定方針

(1) 役員報酬の考え方と手続き

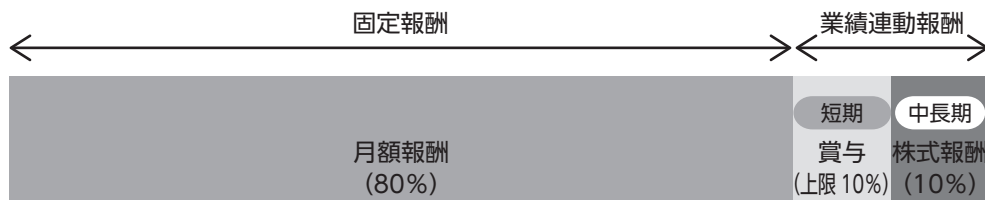
- ① 取締役及び委任型執行役員の報酬は、月額報酬、賞与及び株式報酬による構成とし、会社業績との連動性を確保し、業績や成果を反映させた報酬体系とします。
- ② 報酬の考え方については、指名・報酬委員会で審議を行い、取締役会にて決定することで、公平性と客観性を高めます。
- ③ 社外取締役、非業務執行取締役及び監査役の報酬はそれぞれ定額とし、賞与及び株式報酬の支給はありません。

(2) 月額報酬の算定方法

取締役、監査役及び委任型執行役員の月額報酬は、指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役及び委任型執行役員は取締役会にて、監査役は監査役会にて決定します。

(3) 賞与及び株式報酬の算定方法

- ① 賞与は役員報酬総額の10%相当を上限値とし、また、株式報酬は役員報酬総額の10%相当として、指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会にて決定します。
- ② 賞与は取締役及び委任型執行役員の役位に応じ、前事業年度の連結営業利益、連結フリーキャッシュフロー及び担当事業の目標・KPIの達成度を指標として金額を算定します。具体的には、会長、社長及び副社長執行役員については連結営業利益及び連結フリーキャッシュフローを、専務、常務及び上席執行役員については、連結営業利益、連結フリーキャッシュフローに加えて担当部門のKPIや事業計画達成度合い等を加味した定性評価を付け加えて評価します。
- ③ 連結営業利益及び連結フリーキャッシュフローの指標については、連結営業利益については期初に開示された業績予想値を基準に、連結フリーキャッシュフローについては、期初計画の数値を基準とし、基準値に対する達成度合いで支給額を0%~100%に設定します。
- ④ 株式報酬については、中長期の業績連動を趣旨とし、役位に応じた基準額(基準額に応じた株式数の付与)を支給することとします。



事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では個人消費や輸出が増加し、景気回復基調となりました。欧州では、機械設備投資や輸出に下支えられ、景気は緩やかな回復を維持しております。中国では、米中貿易摩擦の影響により輸出等の減少がみられ、緩やかな景気減速が続いております。日本では、自然災害の発生や消費増税等による影響があるものの、雇用や所得環境の改善等により景気は緩やかな回復を維持しております。しかしながら、当連結会計年度末にかけては、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動が抑制され、足下の景気の下押し要因となっております。

当社グループが属する自動車業界においては、タイでは、米中貿易摩擦による世界的な景気減速により輸出が減少したほか、金融機関による自動車ローン規制の厳格化の影響等が長期化し、タイ国内の新車販売台数が減少しております。中国では、米中貿易摩擦や新エネルギー車補助金の減額等より新車販売台数が減少しているものの、日系ブランドが好調な販売台数を維持しております。日本では、消費増税や新型コロナウイルス等のマイナス影響により登録車及び軽自動車ともに新車販売台数が減少しております。

このような状況のもと、当社グループは、中長期5か年計画の2年目として、競争力基盤の確立及び財務体質の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は48,582百万円（前年同期比3.2%減）、営業利益は4,342百万円（前年同期比0.6%減）、経常利益は3,804百万円（前年同期比5.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,429百万円（前年同期比5.6%増）となりました。

当社グループでは、競争力基盤の確立としてボディ部品事業（車体骨格部品事業）を「主力事業」、電動化部品事業及び金型事業を「戦略事業（次の10年に飛躍するための成長ドライバー）」に位置づけ、経営資源を集中し、規模に見合った効率経営と競争力強化を目指し、売上高営業利益率をKPI（重要業績評価指標）としております。売上高営業利益率については、当連結会計年度では8.9%となり、中長期5か年計画最終年度となります2023年3月期目標値9.0%以上の達成に向けて順調に推進しております。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、タイ（タイ・マルジュン社）、広州（広州丸順汽車配件有限公司）及び武漢（武漢丸順汽車配件有限公司）の決算日は12月31日であり、連結計算書類作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用しております。

（単位：百万円）

報告セグメント	期別	第 61 期		第 62 期 (当連結会計年度)		前年同期比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
丸順		16,114	29.8%	16,939	32.4%	5.1%増
タイ		9,022	16.7%	8,864	16.9%	1.8%減
広州		17,875	33.0%	15,974	30.6%	10.6%減
武漢		11,109	20.5%	10,493	20.1%	5.5%減
合計		54,121	100.0%	52,271	100.0%	3.4%減

(注) 1. セグメント別の業績は、セグメント間の取引金額を含めて記載しております。

2. 報告セグメントは、会社別に「丸順」（当社）、「タイ」（タイ・マルジュン社）、「広州」（広州丸順汽車配件有限公司）、「武漢」（武漢丸順汽車配件有限公司）としております。

① 丸順（当社）

丸順においては、部品事業で主要客先向け自動車部品の生産が増加したほか、エンジニアリング事業においても専用設備の販売が増加したことにより、売上高は増加いたしました。また、主要客先増産に伴い労務費が増加したものの、継続的な原価低減活動、海外子会社からの受取配当金増加及び金融関連費用の減少等により、利益は増加いたしました。

この結果、売上高は16,939百万円（前年同期比5.1%増）、経常利益は1,900百万円（前年同期比6.6%増）となりました。

丸順については、資本業務提携先である東プレ株式会社とのシナジーにより、順調な売上伸長を維持するとともに、ハイテン加工技術等の固有技術を進化させ、技術面でもグループをリードする等、中長期5か年計画を強力に推進し、グループ全体の競争力基盤の確立及び財務体質の向上に努めております。

② タイ（タイ・マルジュン社）

タイにおいては、部品事業で主要客先向け自動車部品の生産が減少したことにより、売上高は減少いたしました。また、新型車立ち上がりに伴う品質コストの削減に取り組んだほか、償却負担が減少したものの、前年は一時的な利益押し上げ要因として計上されていた量産車種終了に伴う金型投資費用の回収の影響等があり、利益は減少いたしました。

この結果、売上高は8,864百万円（前年同期比1.8%減）、経常利益は147百万円（前年同期比23.5%減）となりました。

タイについては、タイ及び輸出先である周辺国を含め成熟したビジネス環境下にあり、安定的な収益確保を目指し、高効率なスマート工場を生かしたボトム生産体質の構築による利益体質改善に取り組んでおり、徐々に効果が表れてきております。

③ 広州（広州丸順汽车配件有限公司）

広州においては、部品事業で自動車部品の生産が減少したことにより、売上高は減少いたしました。また、集中購買推進等による原価低減の取組みに加え、要員適正化等の固定費削減の取組みを実施しているものの、売上高減少により固定費負担が相対的に増加し、利益は減少いたしました。

この結果、売上高は15,974百万円（前年同期比10.6%減）、経常利益は1,051百万円（前年同期比5.8%減）となりました。

広州については、系列を越えた多様な取引先を有し、電動化部品等の新規受注拡大にも積極的に取り組み、売上や利益等の業績面で当社グループを支えるとともに、中国拠点のマザー工場の位置づけにあり、当社の中国事業をリードしております。

④ 武漢（武漢丸順汽车配件有限公司）

武漢においては、売上高は現地通貨ベースでは前年と同水準となったものの、円高による為替影響により邦貨ベースでは売上高は減少いたしました。なお、経費削減等の継続的な製造原価低減の取組み及び生産機種構成の変化による購入費の減少等により、利益は増加いたしました。

この結果、売上高は10,493百万円（前年同期比5.5%減）、経常利益は1,195百万円（前年同期比37.0%増）となりました。

武漢については、グループの中で最も成長著しい市場環境にあり、今後も順調な売上伸長が見込まれます。部品事業に特化した事業形態を生かし、生産の効率化や原価低減活動による量産機能の強化に積極的に取り組み、売上伸長に伴った利益率を確保しております。

なお、「丸順」「タイ」「広州」及び「武漢」は、車体プレス部品及び金型等の製造販売をしております。

(2) 設備投資等の状況

当社グループは、長期的に成長ができる製品分野及び研究開発分野に重点を置き、併せて省力化、合理化及び製品の信頼性向上のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資等(有形固定資産及び無形固定資産)のセグメント別の内訳は、次のとおりであります。

セグメント		設備投資金額
丸	順	2,051百万円
夕	イ	656百万円
広	州	1,113百万円
武	漢	524百万円
合	計	4,346百万円

設備投資の主な内容は、自動車の新機種生産及びモデルチェンジに伴うプレス成形部品の製造設備と金型であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境におきましては、自動車業界の電動化が加速するとともに、若年層の自動車離れや人口減少による自動車購入世代の減少等の様々なリスクも懸念され、更なるグローバル競争の激化が予想されます。当社グループにおきましては、2015年から2017年の3年間の構造改革期間を経て、更なる企業価値の向上と持続的な成長を可能とするため、中長期的な成長に向けた「技術で夢を -Make our dreams by Technology-」を2018年から2022年までの丸順グループ中長期ビジョンとして掲げております。なお、2020年4月からは、中長期5か年計画の3年目として、より一層、自動車の軽量化・電動化の領域で、圧倒的な技術力で貢献し、競争力基盤・財務体質の向上を目指して引き続き取り組んでまいります。

競争力基盤の確立として、技術力・競争力に基づく事業ポートフォリオの変革に主眼を置き、経営資源を集中し規模に見合った効率経営と競争力強化を図るため、事業ドメインと事業戦略を明確にした上で推進いたします。主力事業のボディ部品事業（車体骨格部品事業）については、弱み（スケールメリット・拠点展開）を補完し、強み（超ハイテン加工技術）を伸ばすために東プレ株式会社との提携を主要戦略とし、系列を超えた受注・売上高の拡大を図ってまいります。競争優位性の高い超ハイテン加工の領域については、継続的な売上高を確保するため、技術の進化及び深化を追求し、受注優位性を確保します。

電動化部品事業及び金型事業については、次の10年に飛躍するための戦略事業として位置づけ、事業拡大を推進しております。電動化部品事業については、自動車の電動化により減少していく精密部品事業の収益を補完すべく、多様な取引先への受注拡大を図るとともに、日本で蓄積した技術をベースに、特に中国においてEV関連部品の事業を飛躍的に拡大いたします。金型事業については、創業以来の固有技術による競争優位性を確保する事業と位置づけており、日本、中国及びタイの3拠点において事業展開している強みを活かし、各拠点でさらに内製能力を高めるとともに、M&A等も含めた拡大戦略で事業拡大を目指しております。

財務体質の向上については、主力事業及び戦略事業の強化に加え、フリーキャッシュフローの向上による有利子負債の削減及び積極的な資本政策の実施等により強化を図ります。

また、モノづくり以外の領域においては、ダイバーシティの推進によるグローバルでの人材活用の推進、原価・基幹システムの構築、グローバルでの経営体質管理、経営管理システムの整備等により、上場企業に相応しいガバナンス体制の強化を図っております。

2019年度からは、更なる間接コスト削減のため、管理業務のスリム化・システム化の推

進を目的とした「ICTを活用したモノづくりの進化と業務改革の推進」・「業務改革による間接コスト削減」、将来の当社グループを支える人材を育成するための「次世代幹部育成（若手の登用・抜擢）」の3つを追加事業戦略とし、企業価値向上を図っております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考) 丸順グループ 中長期ビジョン2018-2022

中長期5カ年ビジョン

中長期基本戦略

丸順グループ 中長期ビジョン2018-2022

技術で夢を

- Make our dreams by Technology -

自動車の軽量化・電動化の領域で、
お客様に圧倒的な技術力で貢献し、
競争力基盤・財務体質の向上を目指す

1. 東プレ(株)提携シナジー最大化による財務体質強化
2. グローバルでの金型事業の強化・拡大
3. スーパーハイテン技術の競争力強化
4. 電動化関係部品の受注拡大
5. 全ての業務の管理手法(見える化)再構築とシステム化
6. 人材の「人財化」
7. ICTを活用したモノづくりの進化と業務改革の推進
8. 業務改革による間接コスト削減
9. 次世代幹部育成(若手の登用・抜擢)

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 59 期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第 60 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 61 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 62 期 (当連結会計年度) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	55,483	50,278	50,168	48,582
経 常 利 益(百万円)	1,931	2,953	3,617	3,804
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	1,711	1,933	2,300	2,429
1 株当たり当期純利益(円)	195.22	193.39	198.91	204.90
総 資 産(百万円)	46,853	48,698	48,605	47,412
純 資 産(百万円)	6,942	10,514	13,261	14,744
自 己 資 本 比 率 (%)	7.2	13.5	20.1	25.2

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数に基づき算定しております。
2. 第59期は、インディアナの段階的な事業縮小により減収となりましたが、丸順の業績回復により増益となりました。
3. 第60期は、インディアナの事業撤退により減収となりましたが、広州及び武漢の好調な業績により増益となりました。
4. 第61期は、広州の主要客先向け自動車部品の減少により減収となりましたが、武漢の好調な業績により増益となりました。
5. 第62期は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
タイ・マルジュン社	846,400千タイバーツ	89.56%	自動車部品製造・販売 金型等関連製品製造・販売
広州丸順汽车配件有限公司	30,000千US\$	80.00%	自動車部品製造・販売 金型等関連製品製造・販売
武漢丸順汽车配件有限公司	12,000千US\$	80.00%	自動車部品製造・販売 金型等関連製品製造・販売

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

自動車部品、各種金型、治工具の設計・製作・加工ならびに販売を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場

① 当社

本社・上石津工場	岐阜県大垣市
浅西工場	岐阜県大垣市
養老工場	岐阜県大垣市
鈴鹿工場	三重県鈴鹿市
栃木開発センター	栃木県宇都宮市

② 連結子会社

タイ・マルジュン社	タイ王国サラブリー県
広州丸順汽车配件有限公司	中華人民共和国広東省
武漢丸順汽车配件有限公司	中華人民共和国湖北省

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比	平均年齢	平均勤続年数
2,245名	55名減少	36.1歳	10.6年

(注) 従業員数には、社外からの出向者を含み、社外への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	7,487百万円
株式会社みずほ銀行	4,258百万円
Bangkok Bank Public Company Limited.	3,373百万円
株式会社大垣共立銀行	1,682百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,469百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 普通株式 11,856,911株 (自己株式289株を除く。)

(2) 株主数 2,138名

(3) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
東 プ レ 株 式 会 社	2,370,700株	19.99%
今 川 喜 章	1,022,770株	8.63%
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	988,950株	8.34%
太 平 洋 工 業 株 式 会 社	463,950株	3.91%
今 川 夕 ツ	386,340株	3.26%
名 古 屋 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	371,000株	3.13%
今 村 金 属 株 式 会 社	337,900株	2.85%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	325,000株	2.74%
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	300,000株	2.53%
有 限 会 社 イ マ ガ ワ	300,000株	2.53%

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式289株を控除し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	齊 藤 浩	広州丸順汽车配件有限公司董事長 武漢丸順汽车配件有限公司董事長
常務取締役	青 山 秀 美	日本事業本部長
常務取締役	猪 熊 篤 俊	海外事業本部長 タイ・マルジュン社取締役社長
取 締 役	松 井 恒 夫	日本事業本部副本部長兼EG事業部長
取 締 役	棚 橋 哲 郎	企画管理本部長兼海外事業本部副本部長
取 締 役	露 木 好 則	東プレ株式会社 取締役
取 締 役	上 田 勝 弘	大垣精工株式会社 代表取締役会長 株式会社セイコーハイテック 代表取締役会長 一般社団法人日本金型工業会 名誉会長 一般社団法人日韓経済協会 副会長 国立ソウル科学技術大学 金型工学科 名誉工学博士教授
取 締 役	竹 内 治 彦	岐阜協立大学 学長
常勤監査役	堀 田 政 道	
監 査 役	馬 淵 仁	
監 査 役	水 谷 博 之	田嶋・水谷法律事務所 弁護士 DCMカーマ株式会社 社外監査役 株式会社ヨシタケ 社外監査役

- (注) 1. 取締役 上田勝弘氏及び取締役 竹内治彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 馬淵仁氏及び監査役 水谷博之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 馬淵仁氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
4. 当社は、名古屋証券取引所の定めに基づき取締役 上田勝弘氏、取締役 竹内治彦氏、監査役 馬淵仁氏及び監査役 水谷博之氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2019年6月21日開催の第61回定時株主総会において、露木好則氏及び竹内治彦氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 2019年6月21日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、湯川好春氏は取締役を退任いたしました。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。
2020年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	山 崎 英 次	広州丸順汽车配件有限公司 董事・総経理
執 行 役 員	森 和 行	武漢丸順汽车配件有限公司 董事・総経理
執 行 役 員	小 見 山 肇	日本事業本部副本部長兼部品事業部長
執 行 役 員	山 口 忠 美	日 本 事 業 本 部 営 業 担 当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	108百万円 (1百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14百万円 (6百万円)
合 計	12名	122百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第46回定時株主総会において年額312百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第46回定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な発言状況
取 締 役	上田勝弘	14回/16回 87.5%	—	経営者としての豊かな経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。
取 締 役	竹内治彦	13回/13回 100%	—	学識経験者としての学術的な視点及び大学経営における経験に基づき、適宜発言を行っております。
監 査 役	馬淵 仁	16回/16回 100%	14回/14回 100%	金融系企業の経営における豊かな経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。
監 査 役	水谷博之	16回/16回 100%	14回/14回 100%	法律の専門家としての豊かな経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。

- (注) 1. 取締役 上田勝弘氏の重要な兼職先である大垣精工株式会社、株式会社セイコーハイテック、一般社団法人日本金型工業会、一般社団法人日韓経済協会及び国立ソウル科学技術大学と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役 竹内治彦氏の重要な兼職先である岐阜協立大学と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 監査役 水谷博之氏の重要な兼職先である田嶋・水谷法律事務所、DCMカーマ株式会社及び株式会社ヨシタケと当社との間に特別の利害関係はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(注) 2019年6月21日開催の第61回定時株主総会において、新たに太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積り額について、過年度の計画と実績、報酬総額、時間あたりの報酬単価等との比較検討及び経理財務部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額につきましては、会社法に基づく監査に係る報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に係る報酬等の額の合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の監査

海外にある当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の会計監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

株式会社丸順は、「技術を磨き、お客様が望む優れた製品・部品を提供することで『従業員』『お客様』『地域社会』の満足と幸せを追求します」を企業理念に掲げ、「共創・努力・謙虚」を社是とし、企業理念・社是等により形成する「丸順フィロソフィ」の考え方にに基づき、丸順グループにおける企業価値の継続的な向上と全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、当基本方針を定める。社会情勢、経営環境の変化に伴い継続的に改善し、より適正かつ公正な体制の整備に努める。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 「丸順フィロソフィ」を丸順グループの企業理念の基盤として「コンプライアンスマニュアル」を制定し、取締役及び使用人の行動指針とする。
 - (イ) 企業理念及び法令遵守を推進するために、すべての取締役で組織する「内部統制・企業倫理委員会」を設置し、その下部組織として「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設け、教育・研修等継続的な活動を通じて全社にわたるリスクマネジメント・コンプライアンスマインドの醸成に努める。
 - (ウ) 独立・公正な立場から当社の業務執行を監督する社外取締役を選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図る。
 - (エ) 「内部通報要領」を設け、メール、電話及び投書による社内窓口に加え、弁護士等外部専門家に相談する外部窓口を設置し、不正行為の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化をめざす。なお、当該要領に基づく通報者等に対しては、不利益な取り扱いがされないよう措置を講じる。
 - (オ) 執行部門から独立した社長直轄の内部監査部門の体制を強化し、使用人の職務執行が法令違反及び規程違反となっていないかを監査し、事前に違反が防止される体制を構築する。
 - (カ) コンプライアンス及び企業倫理上の重要事象が発生した場合、「内部統制・企業倫理委員会」へ報告し、同委員会はその事実関係を調査し、原因を究明のうえ、対策・改善に努める。
 - (キ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法案に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 - (ク) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求に対しては組織全体として毅然とした態度で臨む。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (ア) 「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報における文書または電磁的媒体の記録・保存・廃棄等を適切に管理する。
 - (イ) 「丸順セキュリティポリシー」及び「内部情報管理要領」に従い、個人情報及び重要な営業秘密等の情報資産とインサイダー情報について適切に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 「リスクマネジメント規程」及び「丸順セキュリティポリシー」に従い、事業運営に重大な影響を及ぼすリスクに対して適正に対処する。
 - (イ) 「安全衛生管理規程」及び「防災管理規程」に従い、大規模な事故・災害における組織体制を構築しリスクの未然防止に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 取締役会は丸順グループの企業価値向上をめざし、経営を推進することを目的として、定期的（原則月1回）に開催し、法令・定款に従い「取締役会規程」に定める事項を決議し、丸順グループの業務執行を監督する。
 - (イ) 「組織規程」及び「職務分掌・職務権限規程」を定め、階層ごとの意思決定範囲を明確にし、効率的に業務を執行する体制を構築する。
- ⑤ 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (ア) 「関係会社管理規程」に従い、子会社経営層はグループ会社を監督する責任を負うとともに、財務状況、職務の執行状況及びその他リスク管理等の重要な報告事項について、親会社（監査役を含む）への報告を定期的に行い、問題点の共有化を図る。また、子会社従業員等からの報告事項についても、親会社（監査役を含む）へ報告される体制を確保する。
 - (イ) 子会社従業員においても「丸順フィロソフィ」の啓蒙に努め、「コンプライアンスマニュアル」に沿って法令及びルール等を遵守する意識の向上を図る。
 - (ウ) 子会社における内部通報については当社の取締役及び監査役に報告され、対策・改善について必要な助言・指導を行い、不正行為の早期発見と是正を図る。
 - (エ) 当社の内部監査部門は、当社及び子会社に対する定期的な監査を実施し、実施状況及び監査結果を含む活動状況を定期的に取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役監査が適正かつ実効的に行われるための体制
 - (ア) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置くことができ、監査役の指揮命令下におく。
 - (イ) 監査役を補助すべき使用人の人事評価は、監査役会によるものとし、その異動・選任については監査役会の同意を得るものとする。
 - (ウ) 取締役及び使用人は丸順グループに著しい損失等を与える恐れがある事実を発見した場合、直ちに監査役へ報告する。
 - (エ) 「監査役への報告基準」に従い、法的報告以外に経営等に重大な影響を及ぼす事項等を報告する。
 - (オ) 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要な報告を受ける。

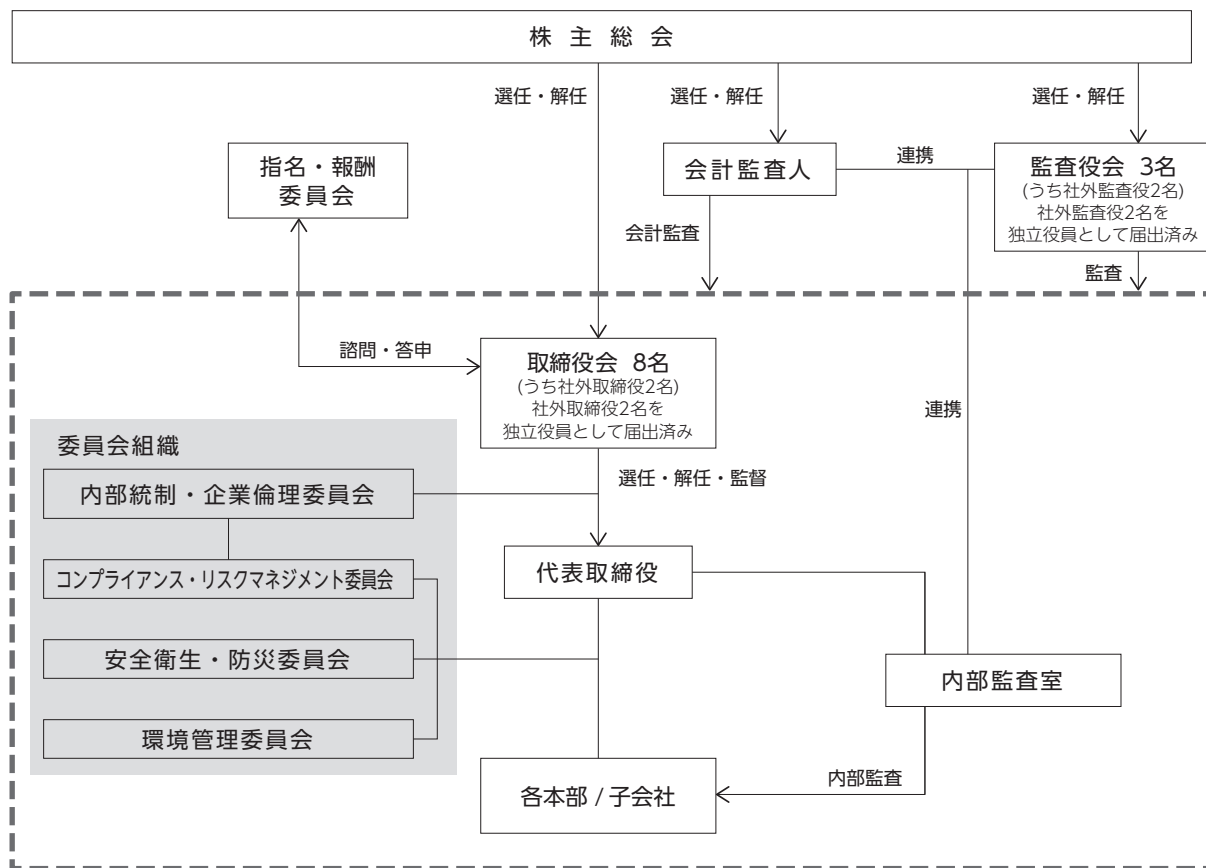
- (カ) 監査役に報告する者に対し、それを理由として不利益に取り扱わない。また、かかる通報者の匿名性を可能な限り維持することに努める。
- (キ) 監査役が職務を遂行するうえで発生する費用（弁護士及び外部専門家等を任用する場合の費用を含む）について、会社が円滑に処理支弁する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般
当社の内部統制システムについて、4月15日及び10月21日開催の取締役会において、全取締役で構成する「内部統制・企業倫理委員会」から内部統制システム全般の整備・運用状況の報告がなされ、監査役会からの適切な意見を受けながら適宜改善を進めました。
- ② コンプライアンスについて
当社及びグループ各社は、全役職員へ「コンプライアンスマニュアル」を配付し、必要な教育を行うことで、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社及びグループ各社は「内部通報要領」により相談・通報体制を設けており、定期的に周知することでコンプライアンスの実効性向上に努めました。
- ③ リスク管理について
取締役をトップとした「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」「安全衛生・防災委員会」「環境管理委員会」を定期的開催し、当社リスクのレビューを実施し、全社的な情報共有に努めながらリスク管理の徹底を図りました。
- ④ 監査役職務執行について
監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で情報交換等を実施し、監査の実効性、効率性の向上を図りました。
- ⑤ 内部監査について
内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しました。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制の模式図



◎ 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及びその他の比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,701	流動負債	31,210
現金及び預金	9,859	支払手形及び買掛金	5,764
受取手形及び売掛金	11,542	短期借入金	11,520
有価証券	200	1年内返済予定の長期借入金	9,906
商品及び製品	396	リース債務	145
仕掛品	2,333	未払法人税等	288
原材料及び貯蔵品	707	賞与引当金	169
その他	660	役員賞与引当金	11
		その他	3,403
固定資産	21,711	固定負債	1,457
有形固定資産	20,491	リース債務	28
建物及び構築物	4,990	退職給付に係る負債	1,193
機械装置及び運搬具	6,924	資産除去債務	232
工具器具備品	5,366	その他	3
土地	639	負債合計	32,667
リース資産	529	(純資産の部)	
建設仮勘定	2,041	株主資本	10,850
無形固定資産	216	資本金	1,950
投資その他の資産	1,002	資本剰余金	1,967
投資有価証券	250	利益剰余金	6,932
繰延税金資産	233	自己株式	△0
退職給付に係る資産	132	その他の包括利益累計額	1,108
その他	393	その他有価証券評価差額金	13
貸倒引当金	△7	為替換算調整勘定	1,182
		退職給付に係る調整累計額	△87
		非支配株主持分	2,784
		純資産合計	14,744
資産合計	47,412	負債・純資産合計	47,412

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		48,582
売上原価		41,147
売上総利益		7,435
販売費及び一般管理費		3,093
営業利益		4,342
受取利息及び配当金	75	
債務勘定整	22	
その他	26	123
営業外費用		
支払利息	492	
為替差損	84	
固定資産除却損	5	
その他	79	661
経常利益		3,804
特別利益		
固定資産売却益	10	10
特別損失		
固定資産売却損失	0	
減損	46	
投資有価証券評価損	0	46
税金等調整前当期純利益		3,768
法人税、住民税及び事業税	802	
法人税等調整額	174	977
当期純利益		2,790
非支配株主に帰属する当期純利益		361
親会社株主に帰属する当期純利益		2,429

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,950	1,794	4,586	△0	8,331
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△82		△82
親会社株主に帰属する当期純利益			2,429		2,429
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連結子会社株式の取得による持分の増減		173			173
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	173	2,346	△0	2,519
当 期 末 残 高	1,950	1,967	6,932	△0	10,850

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 額	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	59	1,416	△48	1,426	3,503	13,261
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△82
親会社株主に帰属する当期純利益						2,429
自 己 株 式 の 取 得						△0
連結子会社株式の取得による持分の増減						173
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△46	△233	△38	△317	△718	△1,036
当 期 変 動 額 合 計	△46	△233	△38	△317	△718	1,483
当 期 末 残 高	13	1,182	△87	1,108	2,784	14,744

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,739	流動負債	15,176
現金及び預金	4,185	支払手形	47
受取手形	6	買掛金	2,282
電子記録債権	1,537	短期借入金	3,345
売掛金	2,179	1年内返済予定の長期借入金	8,138
有価証券	200	リース債務	36
仕掛品	60	未払金	848
材料及び貯蔵品	1,387	未払費用	69
前払費用	219	未払法人税等	92
未収入金	33	未払消費税	48
その他の金	321	前受り金	63
その他の金	607	預り金	19
固定資産	11,255	賞与引当金	165
有形固定資産	5,444	役員賞与引当金	11
建物	1,728	その他の金	8
構築物	87	固定負債	1,031
機械及び装置	2,713	リース債務	26
車両運搬具	0	退職給付引当金	769
工具、器具及び備品	395	資産除去債務	232
土地	253	その他の金	3
リース資産	63	負債合計	16,208
建設仮勘定	203	(純資産の部)	
無形固定資産	152	株主資本	5,772
借地権	85	資本金	1,950
ソフトウェア	63	資本剰余金	1,774
その他の金	2	資本準備金	1,774
投資その他の資産	5,658	利益剰余金	2,047
投資有価証券	208	利益準備金	94
関係会社株	616	その他利益剰余金	1,953
出資	0	別途積立金	2,761
関係会社出資金	4,503	繰越利益剰余金	△807
長期前払費用	10	自己株式	△0
会費	27	評価・換算差額等	13
前払年金費用	157	その他有価証券評価差額金	13
繰延税金資産	118	純資産合計	5,786
その他の金	22	負債・純資産合計	21,994
貸倒引当金	△7		
資産合計	21,994		

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高		16,939
売上	価		14,011
売上	益		2,928
販売費	一般管理費		1,530
営業	利益		1,397
営業	収益		
受取利息	及び配当	607	
受取債	務保証	35	
その他	の	34	677
営業	費用		
支払	利息	89	
為替	差損	70	
固定	資産除却	0	
その他	の	13	173
経	利益		1,900
特	別利益		
固定	資産売却	0	0
特	別損		
投資	有価証券	0	0
税引	当期純利益		1,901
法人	税、住民税	221	
法人	税等調整額	158	380
当	期純利益		1,520

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				株主資本	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	自己株式	株主資本合 計
				別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,950	1,774	94	2,761	△2,245	610	△0	4,335
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△82	△82		△82
当 期 純 利 益					1,520	1,520		1,520
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	1,437	1,437	△0	1,437
当 期 末 残 高	1,950	1,774	94	2,761	△807	2,047	△0	5,772

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	59	59	4,395
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△82
当 期 純 利 益			1,520
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△46	△46	△46
当 期 変 動 額 合 計	△46	△46	1,391
当 期 末 残 高	13	13	5,786

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社丸順
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古田 賢 司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社丸順の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸順及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社丸順
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 古田 賢 司 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丸順の2019年4月1日から2020年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、2019年7月15日開催の監査役会において、第62期の監査の方針と計画、重点項目、職務の分担等を決議しました。この決議に基づき各監査役はそれぞれ監査を実施し、その実施状況および結果について情報交換するほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」「監査役会規程」「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会、役員情報連絡会など重要な会議に出席し、代表取締役や取締役との定期会合や適宜のヒアリングの場において、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。その他使用人とも各種会議や適宜のチャットミーティング等で報告説明を受けました。重要な稟議等の決裁書類や重要な会議等の議事録を閲覧し、本社や主要な工場・拠点において業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については必要に応じて赴き、その事業および財産の状況を調査するとともに、内部監査室からも監査の報告を徴しました。また、国内各事業部および海外子会社については、国内月例報告会や海外月例報告会を通じて取締役も含めて国内各事業部の幹部および子会社の代表取締役および幹部等と意思疎通および情報の交換を図り、毎月の事業状況の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。そして監査役会でも、「監査役による内部統制チェック表」に基づき監査および検証し、気付いた事項を取締役会で意見表明いたしました。
- ③ 会計監査人からは、事前に監査計画や重点領域等の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監査および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反するような重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築および運用に関しては、全役員で構成する「内部統制・企業倫理委員会」を通じて継続的な改善が図られており、事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後も当社グループのコーポレートガバナンスの充実および内部統制の徹底に関する取組について、その取組状況を注視してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人の太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

株式会社丸順 監査役会

常勤監査役 堀田政道 ㊟
社外監査役 馬淵 仁 ㊟
社外監査役 水谷博之 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 岐阜県大垣市小野4丁目35番地10
大垣市情報工房 5階 スイंकホール
電 話 0584-75-7000



交通のご案内

お車

- JR東海道本線「大垣駅」から約10分
- 名神高速道路「大垣インターチェンジ」から約20分

バス

- JR東海道本線「大垣駅」から約15分
名阪近鉄バス株式会社
大垣駅南口 3番のりば「ソフトピアジャパン方面」で乗車いただき「ソフトピアジャパン」にて下車してください。

※お車でお越しの方は、情報工房駐車場をご利用ください。
※大垣駅から会場への送迎対応は中止とさせていただきます。